

平成24年(ワ)第394号, 平成25年(ワ)第63号

大飯原発3, 4号機運転差止請求事件

原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成26年3月24日

福井地方裁判所民事第2部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
乙 34	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類の改訂等について	写し	H18. 9. 19	原子力安全委員会	平成 18 年の耐震設計審査指針改訂の経緯や改訂後の新耐震設計審査指針の内容等 (別添 1 が改訂後の新耐震設計審査指針である)
乙 35	耐震設計審査指針の改訂	写し	H19. 10. 24	原子力安全委員会	
乙 36	新しい耐震設計審査指針	写し	H19. 7	(監修) 原子力安全・保安院 (編集・発行) 独立行政法人 原子力安全基盤機構	平成 18 年の耐震設計審査指針の改訂内容等
乙 37	耐震設計審査指針の改訂に伴う 関西電力株式会社 大飯発電所 3, 4 号機耐震安全性に係る評価について (基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)	写し	H22. 11. 29	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院からの指示を受けて、新耐震設計審査指針に照らした耐震安全性評価を行うために被告が本件発電所の基準地震動 S s を策定したこと及びその策定手順・策定内容並びに被告が策定した本件発電所の基準地震動 S s について原子力安全・保安院が妥当なものと評価したこと

乙 38	地震の基礎知識とその観測（抜粋）	写し	H13. 6 (H25. 5 最終改訂)	独立行政法人 防災科学技術 研究所理事長 岡田義光	「第1部 地震の基礎知識 (4.2 地震の発生様式と火山)」において、海溝型地震については、時としてM8級に達する巨大地震が生起しているのに対し、内陸型地震については、地震の大きさは通常M7級どまりである、と説明されていること
乙 39	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（抜粋）	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	基準地震動の策定方法を定めた第4条第5項において、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に関して考慮すべき事項が、内陸地殻内地震とプレート間地震とで、別々に、異なる内容で記載されており、プレート間地震については特に「国内のみならず世界で起きた大規模な地震」を踏まえて震源領域の設定を行うことが要求されていること
乙 40	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（抜粋）	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	原子力事業者が実施した震源断層に係る調査及び評価について、安全審査で確認されるべき内容が、内陸地殻内地震とプレート間地震とで別異に定められており、プレート間地震については特に「国内のみならず世界で起きた大規模な地震」を踏まえて規模及び震源領域の設定等が行われていることを確認するとされていること

乙 41	福島原子力事故調査報告書 添付資料 (抜粋)	写し	H24. 6. 20	東京電力株式会社	東京電力株式会社が実施した東北地方太平洋沖地震時の福島第一原子力発電所における観測波のはぎとり解析結果及び当該結果を踏まえて同社が「解放基盤表面における地震動は、概ね基準地震動 S s と同程度のレベルであったことが確認できる」と結論付けていること
乙 42	プレスリリース「大飯発電所 3, 4号機および高浜発電所 3, 4号機の原子炉設置変更許可等の申請について」(抜粋)	写し	H25. 7. 8	被告	被告が、改正原子炉等規制法の施行を踏まえ、本件発電所の原子炉設置変更許可等の申請を行ったこと